

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく技術 基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）第三十五条及び第四十八条第三項の規定により、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する技術基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び省令の例による。

(崖付近の畜舎等の敷地等)

第三条 崖（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外の土地で高さ二メートルを超えるものをいう。以下同じ。）の上にあつては崖の下端から当該崖の高さの一・五倍、崖の下にあつては崖の上端から当該崖の高さの二倍に相当する距離以内の場所に居室を有する畜舎等の建築等をしてはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 崖の下に畜舎等の建築等をする場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 畜舎等の外壁及び構造耐力上主要な部分（崖の崩壊による衝撃を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造（崖の崩壊による衝撃に対し破壊を生じないものに限る。）その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、必要に応じ当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な壁等を設置するとき。

ロ 崖と畜舎等との間に、崖の崩壊に対して畜舎等の安全上支障のない塀等が設置されているとき。

二 畜舎等の建築等をする場合において、畜舎等の位置が崖から相当の距離にあり、崖の崩壊に対して安全であるとき。

三 畜舎等の建築等をする場合において、構造耐力上安全な擁壁が設置されているとき。

四 畜舎等の建築等をする場合において、崖の形状及び土質により、崖の崩壊のおそれがないとき。

2 前項第三号の擁壁は、次の各号に定めるものでなければならない。

一 高さ五メートルを超える擁壁は、鉄筋コンクリート造であること。

二 擁壁の上部の地表面に雨水その他の地表水を排水することができるような施設を設けていること。

(大規模な畜舎等の敷地と道路との関係)

第四条 都市計画区域内においては、床面積（同一敷地内に二以上の畜舎等がある場合は、その床面積の合計）が千平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路に六メートル以上接しなければならない。ただし、知事が当該畜舎等の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する畜舎等について、その畜舎等及び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、前項の規定による制限を緩和することができる。

一 その敷地が法第八条第一項の規定により法第七条第一項（技術基準のうち前項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定の適用を受けない認定畜舎等で、法第八条第一項の規定により法第七条第一項の規定の適用を受けないこととなった日以後に増築等（増築、改築及び法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める行為（主務省令で定める範囲内の行為を除く。）をいう。以下同じ。）の工事に着手し、同号及び法第八条第二項第三号の規定により法第七条第一項の規定の適用を受けることとなるもの

二 その敷地が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第二項の規定により建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）第五条の規定の適用を受けない畜舎等で、同項の規定により同条の規定の適用を受けないこととなった日以後に増築等の工事に着手するもの

3 第一項の規定は、知事が省令第四十八条第二項の規定により認定した畜舎等については、適用しない。

(手数料)

第五条 前条第一項ただし書又は第二項の規定による認定を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。